

広島県告示第五百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立総合技術研究所農業技術センターの生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。  
令和二年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
住所	
名称	
公益社団法人東広島市シルバ ー人材センター	令和二年五月七日 (令和二年五月七日) 令和三年三月三十一日